

Q&A

- Q 1. 幸手市に住宅を購入しました。市内に住む親とは同居ではないのですが、対象となりますか？
A. 市内であれば「近居」として対象になります。
- Q 2. 幸手市に住宅を新築中ですが、どの時点で申請すれば良いですか？
A. 申請は、住宅が完成し、転入届や住宅の登記が終わってからの申請になります。登記完了日から1年以内に申請してください。
- Q 3. 幸手市に住宅を購入しましたが、諸事情により幸手市で住民登録していません。この場合、申請はできますか？
A. 住民登録が市外の場合は申請することができません。
- Q 4. 幸手市内に住む親の住宅を二世帯住宅に建て替えました。この場合、申請はできますか？
A. 子世帯の住む部分について、子の名義で所有権が登記されているなど、所定の要件を満たしていれば対象となります。
- Q 5. 親が幸手市内の老人ホームで生活していますが、申請はできますか？
A. 親が継続して1年以上市内に居住し、住民登録を行っていれば世帯要件に該当し、他の要件もすべて満たしていれば、申請することができます。
- Q 6. 前住所地であるA市に7ヶ月間居住し、その前はB市で6ヶ月間居住していました。幸手市で住宅を購入する場合、前住所地での居住は1年未満ですが、市外からの転入の要件に該当しますか？
A. 両市の居住期間を通算すると1年以上になりますので、転入の要件に該当します。
なお、居住期間の確認には、A、B両市で発行される住民票の除票か、本籍地の市町村で発行される戸籍の附票が必要になります。
- Q 7. 海外から幸手市に転入し住宅を購入します。この場合、1年以上幸手市外に居住していたことをどのように証明すれば良いですか？
A. 海外在住期間を確認するため、出入国年月日が分かるパスポート等をお持ちください。
- Q 8. 親世帯の敷地内に住宅を新築しました。この住宅は補助金の交付対象になりますか？
A. 子の名義で所有権が登記され、建築基準法その他法令に基づき適正に建築された住宅であり、かつ、居住床面積が50㎡以上であれば交付対象となります。
- Q 9. 店舗併用住宅を新築しました。一階が店舗部分で40㎡、二階が住居部分で40㎡です。合計すると延床面積は80㎡になりますが、この場合、対象になりますか？
A. 住居部分（二階）が50㎡未満ですので、対象にはなりません。
- Q 10. 土地付き一戸建ての住宅を購入しました。購入価格が住宅と土地をあわせた価格になっており建物本体の価格がわかりません。
A. 土地自体には、消費税がかからないので、消費税額から建物価格を算出します。
$$\text{消費税額} \div \text{契約時の消費税率} \times 100 = \text{建物価格（円）}$$
- Q 11. 増築、改築は対象となりますか？
A. 増築、改築は対象となりません。
- Q 12. 補助金の申請書類の提出は郵送でも可能ですか？
A. 申請時に添付書類のチェックをしますので、市役所政策課までお持ちください。